

条 例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和八年十月二十三日

埼玉県知事 大野 元 裕

埼玉県条例第四十二号

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例（昭和二十九年埼玉県条例第二十号）の一部を次のように改正する。

別表川口警察署の項中「本町一丁目、本町二丁目、」、「栄町一丁目」、「舟戸町」、「朝日一丁目、朝日二丁目、朝日三丁目、朝日四丁目、朝日五丁目、朝日六丁目、末広一丁目、末広二丁目、末広三丁目、新井町、元郷一丁目、元郷二丁目、元郷三丁目、元郷四丁目、元郷五丁目、元郷六丁目、弥平一丁目、弥平二丁目、弥平三丁目、弥平四丁目、東領家一丁目、東領家二丁目、東領家三丁目、東領家四丁目、東領家五丁目、領家一丁目、領家二丁目、領家三丁目、領家四丁目、領家五丁目、河原町」及び「、大字安行領根岸（芝川左岸地域を除く。）」を削り、同項の次に次のように加える。

川口北警察署	川口市	川口市の内大字安行領根岸、大字安行領在家、大字道合、大字神戸、大字木曾呂、大字東内野、大字源左衛門新田、大字石神、大字赤芝新田、大字西新井宿、大字新井宿、大字赤山、大字安行、大字安行吉岡、大字安行藤八、大字安行吉蔵、大字安行北谷、大字安行小山、大字安行西立野、大字安行原、大字安行領家、安行出羽一丁目、安行出羽二丁目、安行出羽三丁目、安行出羽四丁目、安行出羽五丁目、大字安行慈林、大字戸塚、東川口一丁目、東川口二丁目、東川口三丁目、東川口四丁目、東川口五丁目、東川口六丁目、戸塚一丁目、戸塚二丁目、戸塚三丁目、戸塚四丁目、戸塚五丁目、戸塚六丁目、戸塚東一丁目、戸塚東二丁目、戸塚東三丁目、戸塚東四丁目、戸塚鉢町、戸塚境町、戸塚南一丁目、戸塚南二丁目、戸塚南三丁目、戸塚南四丁目、戸塚南五丁目、大字藤兵衛新田、大字行衛、
--------	-----	---

		北原台一丁目、北原台二丁目、北原台三丁目、 大字差間、差間一丁目、差間二丁目、差間三丁目、 大字西立野、大字長蔵新田、長蔵一丁目、 長蔵二丁目、長蔵三丁目、大字久左衛門新田

別表武南警察署の項中「大字安行領根岸（芝川左岸地域に限る。）」、大字安行領在家、大字道合、大字神戸、大字木曾呂、大字東内野、大字源左衛門新田、大字石神、大字赤芝新田、大字西新井宿、大字新井宿、大字赤山」を「本町一丁目、本町二丁目、栄町一丁目、舟戸町、朝日一丁目、朝日二丁目、朝日三丁目、朝日四丁目、朝日五丁目、朝日六丁目、末広一丁目、末広二丁目、末広三丁目、新井町、元郷一丁目、元郷二丁目、元郷三丁目、元郷四丁目、元郷五丁目、元郷六丁目、弥平一丁目、弥平二丁目、弥平三丁目、弥平四丁目、東領家一丁目、東領家二丁目、東領家三丁目、東領家四丁目、東領家五丁目、領家一丁目、領家二丁目、領家三丁目、領家四丁目、領家五丁目、河原町」に改め、「、大字安行、大字安行吉岡、大字安行藤八、大字安行吉蔵、大字安行北谷、大字安行小山、大字安行西立野、大字安行原、大字安行領家、安行出羽一丁目、安行出羽二丁目、安行出羽三丁目、安行出羽四丁目、安行出羽五丁目、大字安行慈林、大字戸塚、東川口一丁目、東川口二丁目、東川口三丁目、東川口四丁目、東川口五丁目、東川口六丁目、戸塚一丁目、戸塚二丁目、戸塚三丁目、戸塚四丁目、戸塚五丁目、戸塚六丁目、戸塚東一丁目、戸塚東二丁目、戸塚東三丁目、戸塚東四丁目、戸塚缺町、戸塚境町、戸塚南一丁目、戸塚南二丁目、戸塚南三丁目、戸塚南四丁目、戸塚南五丁目、大字藤兵衛新田、大字行衛、北原台一丁目、北原台二丁目、北原台三丁目、大字差間、差間一丁目、差間二丁目、差間三丁目、大字西立野、大字長蔵新田、長蔵一丁目、長蔵二丁目、長蔵三丁目、大字久左衛門新田」を削る。

附 則

この条例は、令和九年三月一日から施行する。